

# 樹林管理事業のお知らせ

鎌倉市では、歴史的風土保存区域・近郊緑地保全区域及び、緑地保全推進地区等の良好な環境を保持するため、昭和63年度から樹木の枝払い等の事業を所有者に代わり実施してきました。

令和5年度は、**八幡宮地区、山ノ内・今泉地区**（別紙の対象区域一覧表を参照）を実施しますので、この地域内に山林等を所有または管理している方で、次の要件に該当し、この事業の実施を希望する方は、別紙の「樹林管理申請書」を提出してください。（要件に該当しない方は申請の必要はありません。）

## 1 該当要件

### (1) 令和5年度に実施する地域

別紙の対象区域一覧表中は**八幡宮地区、山ノ内・今泉地区**に属する区域で現況の地目が山林と評価されている土地及び保安林。

### (2) 実施内容

- ・ 山際の樹木が、家屋に直接触れている部分及び家屋に被っている部分の枝払い。  
（家屋に接しない、または被っていない山中の樹木は対象になりません。）
- ・ 家屋に直接被害を与える可能性がある倒木や枯損木の伐採。  
（宅地内の樹木、及び山林内であっても竹は対象としていません。）

**(注)日照問題や崖地の防災工事としては実施しません。**

## 2 申請の方法及び提出期限

### (1) 申請の方法

別紙の樹林管理申請書に必要事項を記入の上、提出期限までに提出してください。

\* 記入の際に注意していただくこと。※《記載例》を参考にしてください。

- ・ 住所、氏名及び電話番号（平日の日中に連絡のつく電話）は必ず記入してください。
- ・ 申請者と所有者が異なる場合は、両方とも記入してください。その場合には、所有者の方の**委任状**が必要となります。
- ・ 要件に該当し、事業の実施を希望する箇所の地番を必ず記入し、その箇所の略図（住宅地図の写し等）に**希望する樹木の位置、種類、本数、幹の太さ等**を記入して添付してください。

### (2) 提出期限

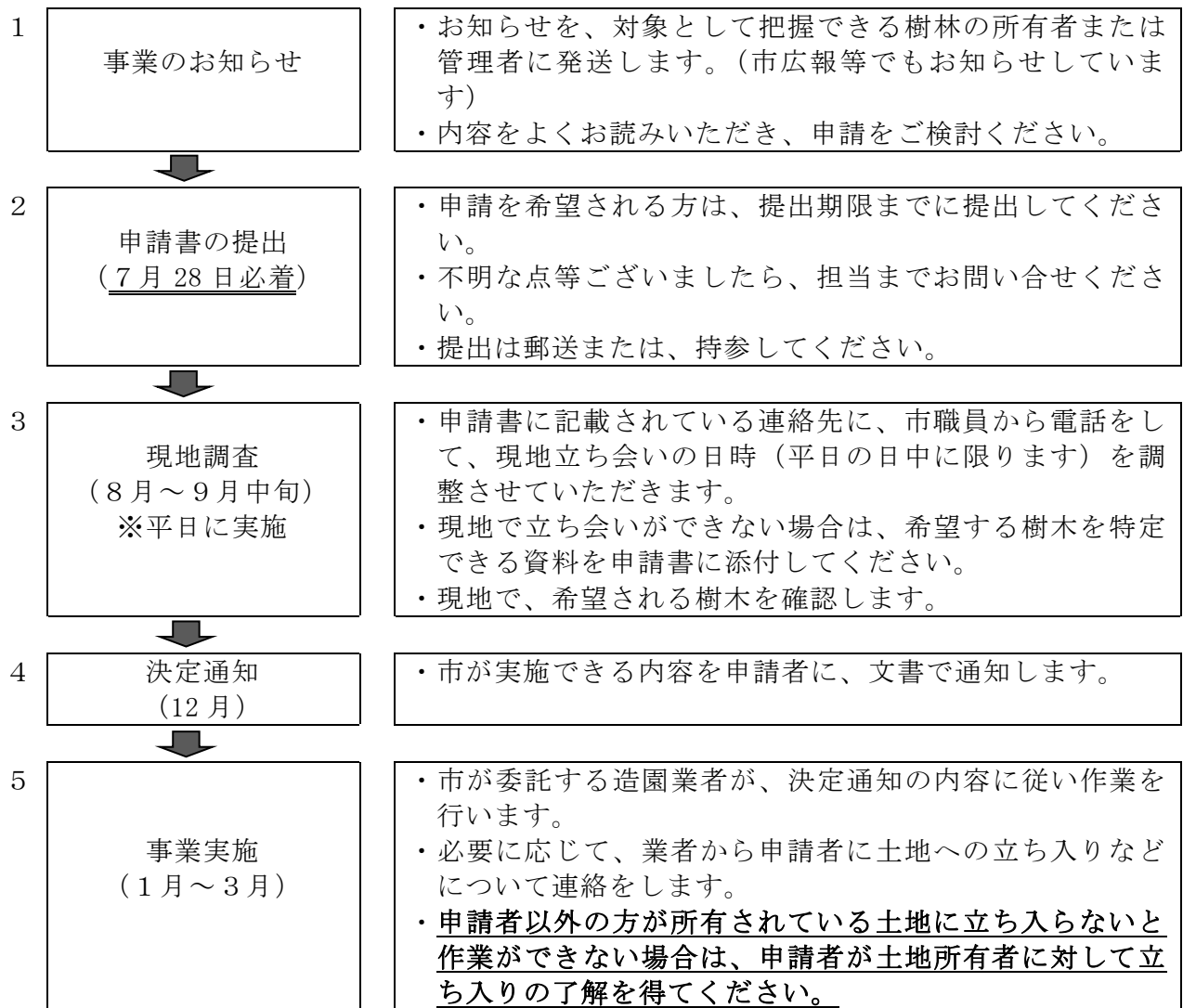
**令和5年（2023年）7月28日（金）17時00分**までに提出してください。（**必着**です）

※令和3年（2021年）10月以降、郵便法改正に伴い、普通扱いとする郵便物の届け日数が1日程度繰り下げられています。投函してから配達されるまでにお時間が掛かりますので郵送でのご提出の際はご注意ください。

### (3) 提出先及び問い合わせ先

鎌倉市役所 都市景観部 みどり公園課 管理担当（北村・長島・後藤・鈴木）  
電話 0467（23）3000 内線2557・2444

### 3 事業実施までの予定



### 4 その他

- ・申請する際は、枝払い等を申請する樹木が申請者または申請者に委任している者の所有であることをお確かめください。第三者から所有権等について指摘があった場合は、申請者が責任を持って対処してください。
- ・申請書に基づき、現地調査を順次行います。
- ・対象木の特定が必要となりますので、現地調査時の立ち会い、または申請書に対象木を特定できる写真等の資料を添付していただきますようお願いいたします。
- ・予算の範囲内で事業を実施しますので、申請内容をすべて実施できるとは限らないことを予めご了承ください。(実施できる内容は、決定通知でお知らせします。)
- ・実施にあたり、申請者所有地以外の土地に立ち入る際の調整は、申請者が行ってください。
- ・実施の詳細は、別紙の「樹林の管理に関する取扱い基準」をご参照ください。
- ・実施に伴い発生する枝・幹などは搬出して処分することを原則としていますが、一般的な搬出経路が確保できない場合などは、落下等の恐れがない措置をしたうえでやむを得ず樹林地内に積み置き残す場合があることを予めご了承ください。
- ・実施後の樹木の生育を補償するものではありません。(枝払いを実施したあとに樹木が枯れることがあります)
- ・実施にあたり、申請者氏名、住所及び連絡先等の個人情報を施工業者に提供することをご承知ください。(別紙の個人情報利用承諾確認書に署名捺印してください)